

# 衛生管理者免許試験 公表問題

## 労働衛生（有害業務）

- ① 空気中の有害物質
- ② 粉じんによる健康障害
- ③ 金属による健康障害
- ④ 有機溶剤による健康障害
- ⑤ 化学物質等による健康障害
- ⑥ 騒音による健康障害
- ⑦ 電離放射線による健康障害
- ⑧ 有害要因による健康障害
- ⑨ 化学物質のリスクアセスメント
- ⑩ 労働衛生対策
- ⑪ 作業環境測定
- ⑫ 局所排気装置
- ⑬ 労働衛生保護具
- ⑭ 特殊健康診断

## 【令和7年4月】

【問20】 特殊健康診断に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- （1）有害物質による健康障害は、多くの場合、諸検査の異常などの他覚的所見より、自覚症状が先に出現するため、特殊健康診断では問診の重要性が高い。
- （2）特殊健康診断における生物学的モニタリングによる検査は、有害物の体内摂取量や有害物による健康影響の程度を把握するための検査である。
- （3）体内に取り込まれた有機溶剤の生物学的半減期は、数か月と長いので、有機溶剤健康診断における採尿は、任意の時期に行ってよい。
- （4）体内に取り込まれた鉛の生物学的半減期は、数時間と短いので、鉛健康診断における採尿及び採血の時期は、厳重にチェックする必要がある。
- （5）情報機器作業に係る健康診断では、眼科学的検査などとともに、上肢及び下肢の運動機能の検査を行う。

## ▶▶解説◀◀

- （1）誤り：有害物質による健康障害の多くは急性発症を除き、初期又は軽度の場合はほとんど無自覚で、諸検査の結果により発見されることが多い。
- （2）正しい
- （3）誤り：有機溶剤の生物学的半減期は短いので、有機溶剤健康診断における尿の採取は作業終了後など厳格な管理をする必要がある。
- （4）誤り：鉛の生物学的半減期は長いので、鉛健康診断における採尿及び採血の時期は任意の時期でよい。
- （5）誤り：情報機器作業に係る健康診断では、視力検査などの眼科学的検査の他、上肢の運動機能検査などの筋骨格系に関する検査を行うが、下肢の運動機能検査は行わない。

\*解答\* （2）

## 【令和 6 年 4 月】

【問 1 1】 特殊健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 有害業務への配置替えの際に行う特殊健康診断には、業務適性の判断と、その後の業務による影響を調べるための基礎資料を得るという目的がある。
- (2) 特殊健康診断において適切な健診デザインを行うためには、作業内容と有害要因へのばく露状況を把握する必要がある。
- (3) 情報機器作業に係る健康診断では、眼科学的検査などとともに、上肢及び下肢の運動機能の検査を行う。
- (4) マンガンを取り扱う業務に常時従事する労働者に対して行う特殊健康診断の項目として、握力の測定がある。
- (5) 有機溶剤は、生物学的半減期が短いので、有機溶剤等健康診断における尿中の代謝物の量の検査のための採尿の時刻は、厳重に管理する必要がある。

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (4) (5) 正しい
- (3) **誤り**：「上肢及び下肢」⇒「上肢」。

\*解答\* (3)

## 【令和 5 年 10 月】

【問 2 0】 有害化学物質とその生物学的モニタリング指標として用いられる尿中の代謝物との組合せとして、正しいものは次のうちどれか。

- (1) トルエン・・・・・・・・トリクロロ酢酸
- (2) キシレン・・・・・・・・メチル馬尿酸
- (3) スチレン・・・・・・・・馬尿酸
- (4) N, N-ジメチルホルムアミド・・・デルタ-アミノレブリン酸
- (5) 鉛・・・・・・・・マンデル酸

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「トリクロロ酢酸」⇒「馬尿酸」。
- (2) **正しい**
- (3) **誤り**：「馬尿酸」⇒「マンデル酸」。
- (4) **誤り**：「デルタ-アミノレブリン酸」⇒「N-メチルホルムアミド」。
- (5) **誤り**：「マンデル酸」⇒「デルタ-アミノレブリン酸」。

\*解答\* (2)

## 【令和 5 年 4 月】

【問 19】 特殊健康診断に関する次の文中の〔 〕内に入れる A から C の語句の組合せとして、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

「特殊健康診断において有害物の体内摂取量を把握する検査として、生物学的モニタリングがあり、スチレンについては、尿中の〔 A 〕及びフェニルグリオキシル酸の総量を測定し、〔 B 〕については、〔 C 〕中のデルタアミノレブリン酸の量を測定する。」

| A          | B  | C  |
|------------|----|----|
| (1) 馬尿酸    | 鉛  | 尿  |
| (2) 馬尿酸    | 水銀 | 血液 |
| (3) メチル馬尿酸 | 鉛  | 血液 |
| (4) マンデル酸  | 水銀 | 血液 |
| (5) マンデル酸  | 鉛  | 尿  |

## ▶▶解説◀◀

「特殊健康診断において有害物の体内摂取量を把握する検査として、生物学的モニタリングがあり、スチレンについては、尿中の〔A：マンデル酸〕及びフェニルグリオキシル酸の総量を測定し、〔B：鉛〕については、〔C：尿〕中のデルタアミノレブリン酸の量を測定する。」

＊解答＊ (5)

## 【令和 4 年 10 月】

【問 20】 特殊健康診断に関する次の文中の□内に入れる A から C の語句の組合せとして、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

「特殊健康診断において有害物の体内摂取量を把握する検査として、生物学的モニタリングがあり、ノルマルヘキサンについては、尿中の□ A □の量を測定し、□ B □については、□ C □中のデルタアミノレブリン酸の量を測定する。」

| A               | B  | C  |
|-----------------|----|----|
| (1) 2,5-ヘキサンジオン | 鉛  | 尿  |
| (2) 2,5-ヘキサンジオン | 鉛  | 血液 |
| (3) シクロヘキサノン    | 鉛  | 尿  |
| (4) シクロヘキサノン    | 水銀 | 尿  |
| (5) シクロヘキサノン    | 水銀 | 血液 |

## ▶▶解説◀◀

「特殊健康診断において有害物の体内摂取量を把握する検査として、生物学的モニタリングがあり、ノルマルヘキサンについては、尿中の [A : 2,5-ヘキサンジオン] の量を測定し、[B : 鉛] については、[C : 尿] 中のデルタアミノレブリン酸の量を測定する。」

\*解答\* (1)

## 【令和 4 年 4 月】

【問 20】 特殊健康診断に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 有害物質による健康障害は、多くの場合、諸検査の異常などの他覚的所見より、自覚症状が先に出現するため、特殊健康診断では問診の重要性が高い。
- (2) 特殊健康診断における生物学的モニタリングによる検査は、有害物の体内摂取量や有害物による健康影響の程度を把握するための検査である。
- (3) 体内に取り込まれた鉛の生物学的半減期は、数時間と短いので、鉛健康診断における採尿及び採血の時期は、厳重にチェックする必要がある。
- (4) 振動工具の取扱い業務に係る健康診断において、振動障害の有無を評価するためには、夏季における実施が適している。
- (5) 情報機器作業に係る健康診断では、眼科学的検査などとともに、上肢及び下肢の運動機能の検査を行う。

## ▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：有害物質による健康障害の大部分は、急性発症を除き初期又は軽度の場合はほとんど無自覚で、諸検査の結果により発見されることが多い。
- (2) 正しい
- (3) 誤り：生物学的半減期は、体内に取り込まれた有害物質が体内に排出されることにより、半減するまでの平均的な期間をいう。尿又は血液中の鉛は数か月である。従って、鉛健康診断における尿の採取は任意の時期でよい。
- (4) 誤り：「夏季」⇒「冬季」。振動工具によるレイノー現象（白指症）は、寒くなる冬に発症することが多い。振動健康診断は6か月以内ごとに1回実施することが定められているため、うち1回は冬季に行うようにする。
- (5) 誤り：「情報機器作業に係る健康診断」の項目に上肢の運動機能検査はあるが、下肢の運動機能検査は含まれない。

\*解答\* (2)

## 【令和 3 年 10 月】

【問 19】 特殊健康診断に関する次の文中の□内に入れる A から C の語句の組合せとして、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

「特殊健康診断において有害物の体内摂取量を把握する検査として、生物学的モニタリングがあり、トルエンについては、尿中の□ A □を測定し、□ B □については、□ C □中のデルタアミノレブリン酸を測定する。」

| A         | B  | C  |
|-----------|----|----|
| (1) 馬尿酸   | 鉛  | 尿  |
| (2) 馬尿酸   | 鉛  | 血液 |
| (3) マンデル酸 | 鉛  | 尿  |
| (4) マンデル酸 | 水銀 | 尿  |
| (5) マンデル酸 | 水銀 | 血液 |

## ▶▶解説◀◀

有機則第 29 条別表により、トルエン（第 2 種有機溶剤）は尿中の〔A：馬尿酸〕を、鉛則第 53 条により、〔B：鉛〕は〔C：尿〕中のデルタアミノレブリン酸の量を測定する。

＊解答＊ (1)

## 【令和 3 年 4 月】

【問 20】 有害化学物質とその生物学的モニタリング指標として用いられる尿中の代謝物等との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 鉛…………… デルタアミノレブリン酸
- (2) スチレン…………… メチルホルムアミド
- (3) トルエン…………… 馬尿酸
- (4) ノルマルヘキサン…………… 2,5 - ヘキサンジオン
- (5) トリクロロエチレン…………… トリクロロ酢酸

## ▶▶解説◀◀

(1) (3) (4) (5) 正しい

(2) 誤り：「メチルホルムアミド」⇒「マンデル酸」。メチルホルムアミドを測定するのは N, N-ジメチルホルムアミド。

＊解答＊ (2)

## 【令和 2 年 10 月】

【問 1 5】 有害化学物質とその生物学的モニタリング指標として用いられる尿中の代謝物等との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 鉛…………… デルタ-アミノレブリン酸
- (2) スチレン…………… 馬尿酸
- (3) キシレン…………… メチル馬尿酸
- (4) ノルマルヘキサン…………… 2,5 - ヘキサンジオン
- (5) トリクロロエチレン…………… トリクロロ酢酸

### ▶▶解説◀◀

- (1) (3) (4) (5) 正しい
- (2) **誤り**：「馬尿酸」⇒「マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量※の測定」。スチレンは、特別有機溶剤。

※解答※ (2)

※ 令和 2 年 7 月 1 日に法改正があり化学物質の特殊健康診断の項目が見直されました。

## 【令和2年4月】

【問 1 9】 特殊健康診断に関する次の文中の□内に入れる A から C の語句の組合せとして、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

「特殊健康診断において、有害物の体内摂取量を把握する検査として生物学的モニタリングがあり、トルエンについては尿中の□ A □を測定し、□ B □については□ C □中のデルタアミノレブリン酸を測定する。」

- |           | A | B  | C  |
|-----------|---|----|----|
| (1) 馬尿酸   |   | 鉛  | 尿  |
| (2) 馬尿酸   |   | 鉛  | 血液 |
| (3) マンデル酸 |   | 鉛  | 尿  |
| (4) マンデル酸 |   | 水銀 | 尿  |
| (5) マンデル酸 |   | 水銀 | 血液 |

### ▶▶解説◀◀

有機則第 29 条別表により、トルエン（第 2 種有機溶剤）は尿中の〔A：馬尿酸〕を、鉛則第 53 条により、〔B：鉛〕は〔C：尿〕中のデルタアミノレブリン酸の量を測定する。

※解答※ (1)

## 【令和元年 10 月】

【問 20】 特殊健康診断に関する次の文中の□内に入れる A から C の語句の組合せとして、正しいものは（1）～（5）のうちどれか。

「特殊健康診断において有害物の体内摂取量を把握する検査として、生物学的モニタリングがあり、トルエンについては、尿中の□A□を測定し、□B□については、□C□中のデルタアミノレブリン酸を測定する。」

| A        | B  | C  |
|----------|----|----|
| （1）馬尿酸   | 鉛  | 尿  |
| （2）馬尿酸   | 鉛  | 血液 |
| （3）マンデル酸 | 鉛  | 尿  |
| （4）マンデル酸 | 水銀 | 尿  |
| （5）マンデル酸 | 水銀 | 血液 |

## ▶▶解説◀◀

有機則第 29 条別表により、トルエン（第 2 種有機溶剤）は尿中の〔A：馬尿酸〕を、鉛則第 53 条により、〔B：鉛〕は〔C：尿〕中のデルタアミノレブリン酸の量を測定する。

＊解答＊ （1）